

会議録

会議の名称	西東京市使用料等審議会 平成18年度 第3回会議
開催日時	平成18年10月19日(木) 午前9時55分から午前11時25分まで
開催場所	田無庁舎5階501会議室
出席者	米田会長 宮本副会長 竹之中委員 川村委員 坂口市長 事務局：坂井企画部長 名古屋生涯学習部長 宮寺社会教育課長 石崎社会教育課係長 菅野市民課長 栗山市民税課長 肥沼資産税課長 河原納税課長 木村道路管理課長 成田市民部副主幹 砂押都市計画課係長 飯島企画課長 金子企画部主幹 西谷企画部副主査 山野上企画課主任
議題	1 西東京市学校施設(青嵐中)使用料の適正化について 2 西東京市手数料の適正化について(諮問) 3 その他
会議資料の名称	資料1 事務手数料の改定について 資料2 原価計算結果一覧 資料3 手数料一覧<26市の状況> 資料4 西東京市手数料条例 資料5 原価計算書
記録方法	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>発言者名： 発言内容 議題1 西東京市学校施設使用料の適正化について</p> <p>質疑応答 委員：青嵐中学校の地理的位置はどの辺りか。 事務局：第2回会議資料4の左下に周辺地図を載せているが、市の北部である北町で、ひばりが丘駅と保谷駅の間付近にある。 委員：けやき小学校を利用されている団体は固定化されていないか。 事務局：学校施設であり、地域住民が主となるので、だいたい決まった団体を使用しているものと思われる。 委員：利用はいつが多いのか。 事務局：平日は夜間、土日は終日使われている。特に体育館は9割程度使われている。 委員：原価計算をするための算定根拠もあとわかりやすい。</p>	

事務局：建設費は、補助金等を除いて市の財源だけで算出している。

委員：東京都行政財産使用料条例では、1月当たりの使用料を、土地は適正な価格の1000分の2.5、建物は適正な価格の1000分の6と定め、土地と建物の価格を合算して部屋の面積で按分した額が使用料と定めている。小中学校間で格差をつけることも難しいだろうが、東京都、他市、民間の使用料も頭に入れながら取り組んでもらいたい。

事務局：西東京市行政財産使用料条例は東京都の条例と同じ内容となっているが、今回の青嵐中学校は、目的外使用ではなく、地域開放を目的としているので、これも加味しながらやっていきたい。

委員からの意見

・補助金等を算出から除外している場合、使用料が安価となったことをアピールしていただきたい。

・同日、諮問額が妥当である旨の答申を教育委員会へ手渡す。

議題2 西東京市手数料の適正化について（諮問）

・証明発行及び台帳閲覧の手数料について、原価計算に基づき現行200円のを300円としたい。答申が得られれば、周知期間を経て平成19年7月に施行したい。

・資料4別表中の住民基本台帳の閲覧については、30分につき3000円とする項目が記載されているが、市議会18年第3回定例会においてこの項目を削除することが可決されている。

・自動交付機での証明発行については、現在利用率が30%程度あるが、さらなる利用促進のため、近隣市と同様に手交付より50円安い1250円としたい。

・土地及び建物に関する証明は、資料4別表の摘要にあるとおり、5筆までを1件とし、1筆を増すごとに40円を加算している。諮問のとおり1件当たり300円となれば、この項目についても1筆増すごとに60円に改正したい。

質疑応答

委員：住民票の写しの交付に関して、原価計算書で手交付と自動交付機での交付が同じ人件費となっているのはなぜか。

事務局：自動交付機は通常は無人であるが、障害対応や紙の補充があるため人件費がかかる。ただし、その算出が難しいため、手交付と同額とした。今後の課題であると認識している。

委員：自動交付機の設置場所はどこか。

事務局：田無庁舎、保谷庁舎、保谷公民館、ひばりが丘図書館、芝久保公民館の5箇所である。保谷庁舎と芝久保公民館以外は駅前に設置している。

委員：自動交付機の利用率は高く、手交付よりも経費がかからないのであれば、増設して利便性を高めたらどうか。

事務局：保谷駅南口再開発が完了した際には、増設または移設により再開発ビル内に設置したいと考えている。また、利用時間の拡大によって利便性を追及することも可能であると思う。

委員：コンビニなどに設置するのはどうか。

事務局：郵便局についてもそうだが、メンテナンスや入金トラブル、個人情報、費用

対効果の問題があり、今後の研究課題と考えている。

委員：資料2を見ると、処理件数の少ない証明書がある。15年度、16年度の処理件数との平均で原価計算してはどうか。

事務局：ご指摘の内容で計算した資料を次回会議に提出したい。

委員：資料4別表では、さまざまな金額の手数料が記載されているが、今回は現行200円のもののみ改正したい意向か。

事務局：200円以外のものは、法令等で決まっているものであるが再確認する。

委員：道路証明と都市計画証明は何に使うものか。

事務局：道路証明は主に建築確認のために必要な証明である。道路証明は道路の幅が4メートル以上ないと建築確認が下りないため、証明を提出する必要がある。都市計画証明は、主に建築確認に必要な証明だが、その他にも土地を売買するとき用途地域や都市計画道路がどのようになっているのかを証明するものである。いずれも窓口に来るのはほとんど業者である。

委員：資料5の37ページ公図閲覧手数料に賃金が計上されているのはなぜか。

事務局：保谷庁舎では嘱託員が対応しているため、その賃金を計上している。

委員：非常に高い原価計算結果となっているものがある。一律に300円にすることに異論があるが、個人でなければ多少高くてもいいのではないか。

事務局：台帳の閲覧は業者が多く、住民基本台帳と同様に資産税の台帳も、プライバシーの問題で閲覧をやめた自治体がある。

委員：そうであれば見せるべきではないと思うが、指し当たっては抑制のため住民基本台帳と同様に3000円にするというのはどうか。

事務局：登記所では500円程度で閲覧させているが、同じ管轄内の他市とバランスも考えないといけない。

委員：事務手数料の基本的考え方は、受益者負担100%である。原価計算で1000円以上と算出したのに、手数料を300円とするならば、原価計算する意味がない。

事務局：今まで庁内横並びで改正してきたが、確かに原則と著しく乖離する。しかし、事務への過度な負担を避けることから、改正は現行の1.5倍までとしている。原価計算の意味合いもあるので、このことについては検討したい。

委員：都市計画証明は現地確認があり時間がかかることを理解してもらい、直接費分だけでも100%にするなど、高くする必要もあるだろう。

委員：足立区は住民票の交付を民間委託している。そうすると手数料も変わるだろう。検証するには時間がかかると思うが、注視していく必要があると思う。

事務局：足立区は国が示した内容より踏み込んだ民間委託をしているため、事情聴取を受けることになっている。いわゆる市場化テスト法は、市町村にとって極めて限定的な内容となっているという問題もある。これについては内部で検討していきたい。

議題3 その他

・次回は10月31日に開催する。議題は、事務手数料の審議及び田無庁舎の駐車場の有料化についての諮問を予定。